

契約書

契約締結日： ____年__月__日

契約当事者

甲（発注者）

代表者氏名： _____

乙（受注者）

事業者名： 発酵あいのわ

代表者： 森井亜紀子

第 1 条（契約の目的）

甲は乙に対し、発酵食品およびスイーツを用いた料理教室・セミナーの開催、ホームケータリングサービスの提供、ライアーセッションによる癒しの音楽体験、及びこれらに関連するウェルネス体験サービスの提供業務を委託し、乙はこれを受託する。

第 2 条（サービスプラン）

本契約において、甲が選択するサービスプランは以下の通りとする。

サービス種別： ☐ 料理教室 ☐ セミナー ☐ ホームケータリングサービス
☐ ライアーセッション ☐ その他（ _____ ）

プラン名： _____

※ 具体的なサービス内容の詳細（開催回数、提供メニュー、参加人数、セッション時間、使用する発酵食材・スイーツ、セミナーテーマ、ライアー演奏内容等）は、別紙「サービス詳細書」に記載する。

第 3 条（サポート体制）

乙は、選択されたプランに基づき、甲に対して以下のサービスを提供する。具体的なサービス内容および提供方法については、別紙「サービス詳細書」に記載する。

1. 料理教室の場合：発酵食品およびスイーツを活用した料理の指導、発酵の基礎知識の提供、レシピの提供等
2. セミナーの場合：発酵食品に関する知識・技術の講義、ウェルネスに関する情報提供、質疑応答等
3. ホームケータリングサービスの場合：ご自宅または指定場所での発酵食品およびスイーツを用いた料理の調理・提供、食材の準備、後片付け等
4. ライアーセッションの場合：ライアーの演奏によるヒーリングセッション、音響体験の提供、リラクゼーション空間の創出等
5. その他のサービス：発酵食品に関する相談対応、食材の提案、イベント企画協力、複合的なウェルネス体験の提供、癒しの空間・環境設定等

第 4 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日からサービス提供完了日までとする。

サービス提供日： ____年__月__日

※ サービス提供が複数回にわたる場合は、別紙「サービス詳細書」に記載する。

第 5 条（契約金額および支払条件）

本契約に基づくサービス料金および支払条件は以下の通りとする。

項目	金額
サービス料金	_____円（税込）
交通費・材料費等	_____円（税込）
合計	_____円（税込）

- ・ 支払方法：サービス提供日の__日前までにお支払いいただく
- ・ 支払方法の詳細：銀行振込、その他別途協議により決定
- ・ 追加サービス・オプション：別途見積りの上、双方協議により決定

第 6 条（成果物の帰属）

1. 本契約に基づき提供されたレシピ、教材、資料等の著作権その他の知的財産権は、乙に帰属するものとする。
2. 甲は、前項のレシピ・教材を個人的な利用の範囲内で使用することができる。ただし、商業利用、第三者への譲渡、複製、公開は禁止する。
3. 乙が従前から保有していた知的財産権および汎用的な技術・ノウハウについては、本契約終了後も乙に帰属する。

第 7 条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方の機密情報（個人情報、経営情報、技術情報等）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示してはならない。
2. 本条の規定は、本契約終了後も 3 年間有効とする。

第 8 条（返金・キャンセルポリシー）

1. キャンセル料は以下の通りとする。
 - ・ サービス提供日の7日前まで：無料（振込手数料は甲負担）
 - ・ サービス提供日の4～6日前：サービス料金の50%
 - ・ サービス提供日の3日前以降：サービス料金の100%
2. ホームケータリングサービスの場合、食材準備の都合上、サービス提供日の3日前以降のキャンセルは、既に購入済みの食材費実費も請求させていただく場合があります。
3. 天災地変、乙の都合によるサービス提供不可の場合は、全額返金または日程変更で対応いたします。
4. 契約前に不明点がございましたら、必ず事前にご相談ください。お互いの信頼関係を大切に、安心してご契約いただけるよう誠実に対応いたします。
5. 甲は、本条の内容を十分に理解し、同意の上で本契約を締結することを確認する。

第 9 条（契約の解除）

甲または乙は、相手方が本契約に違反し、書面による催告後 30 日以内に是正されない場合、本契約を解除することができる。

第 10 条（損害賠償）

甲または乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負う。ただし、賠償額の上限は当該サービス料金の全額とする。ただし、故意または重過失による場合はこの限りではない。

第 11 条（免責事項）

1. 乙は、天災地変、交通機関の遅延・運休、その他乙の責に帰すべからざる事由によりサービス提供ができない場合、その責任を負わない。
2. 料理教室・ケータリングサービスにおいて、乙は食品衛生法その他関連法令を遵守し、安全な食材の提供に努める。ただし、甲または参加者の食物アレルギー、体質、既往症等による健康被害については、事前に申告がなかった場合、乙は責任を負わない。
3. 甲は、食物アレルギーや食事制限がある場合、必ず事前に乙に申告するものとする。
4. 本契約によるウェルネス効果・癒し効果・満足度等の実現を保証するものではなく、個人の感じ方や環境要因等により結果が変動する可能性があることを甲は了承する。

第 12 条（再委託）

乙は、甲の事前承諾を得た場合に限り、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、乙は再委託先の行為について一切の責任を負う。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

第 14 条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、乙の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の内容で契約を締結したことを証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

甲：

代表者氏名：_____ 印

乙：

事業者名：発酵あいのわ

代表者：森井亜紀子 印